

左京区選挙管理委員会告示第26号

公職選挙法に基づいて行なう各種選挙の投票区（左京区）の一部を次のように改正します。

平成22年2月1日

左京区選挙管理委員会

委員長 川 並 忠 造

題名中「行なう」を「行う」に改める。

第22投票区の項中「上高野東山の一部（6番地の2及び6番地の7の区域）」を「上高野東山の一部（桂谷川以西の区域）」に改め、第23投票区の項中「上高野東山の一部（6番地の2及び6番地の7の区域を除く。）」を「上高野東山の一部（桂谷川以东の区域）」に改める。

（左京区選挙管理委員会事務局）